

金融円滑化の対応方針

当金庫は、地域の事業者、および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、地域の事業者の経営相談・経営指導、および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組み、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、平成22年2月1日「金融円滑化管理方針」、「地域金融円滑化のための基本方針」（お客様向け）および「金融円滑化管理規定」を新規制定しました。

○ 「金融円滑化管理方針」

当金庫は、地域の健全な事業を営む事業者および個人に対して必要な資金を円滑に供給していくこと、ならびに地域の事業者の経営相談・経営指導、および経営改善に関するきめ細かな支援に取り組むことは、金庫の最も重要な役割の一つであると認識し、適切ナリスク管理態勢の下、金融仲介機能を積極的に発揮していくことを目的に、金融円滑化管理方針を定めました。

この「金融円滑化管理方針」を地域の中小企業および個人のお客様に周知していただくため、以下の「地域金融円滑化のための基本方針」を当金庫ホームページに掲載しています。

○ 「地域金融円滑化のための基本方針」

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、「金融円滑化管理方針」及び「金融円滑化管理規定」を制定し、以下のとおり必要な態勢整備を図っております。

営業部店では、

営業部店長を金融円滑化推進責任者として、融資担当マネージャーを金融円滑化推進担当者として

(1) 中小企業者のお客様からの借入れ条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の事業や財務の現状分析をもとに、改善策をお客様と一緒に検討し、必要に応じて経営改善計画の策定や実行管理をお手伝いします。(2) 住宅ローンをご利用されているお客様からの借入れ条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の無理のないご返済に向けて、お客様の財産および収入の状況を十分に勘案し、きめ細かくご相談に応じてまいります。

(3) お客様からの借入れに係るご相談・お申込に対し、お客様に対する説明を適切かつ十分に行います。

(4) お客様からの借入れに係るお問い合わせ、ご要望及び苦情相談に適切に対応いたします。

本部では

主管部を融資一部とし、主管部の部長を金融円滑化管理責任者として、お客様からの条件変更等各種ご相談にきめ細やかにお応えできるよう、営業部店及び本部関連部署と緊密に連携して迅速、的確、丁寧な対応に努めてまいります。

(1) お客様からの借入れにかかるお申込に対しては、お客様の経営実態等を踏まえて、適切な審査を行ってまいります。

- (2)借入れの返済に係る負担の軽減に資する措置をとった後も、お客様とのフェイス・トゥ・フェイスを大切にし、継続的なご相談受付、経営相談・経営指導等を適切に行ってまいります。
- (3)形式的、表面的ではなく、お客様の現在おかれている実際の状態をきめ細かく把握し、適切な判断を行うため、庫内研修などにより、職員の目利き能力向上に努めてまいります。
- (4)当金庫は、当基本方針を各営業部店の金融円滑化推進責任者に周知するとともに、必要に応じてその見直しを行ってまいります。